

令和4年10月13日

都道府県

各 指定都市 障害児支援担当課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策
「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

この度、静岡県牧之原市において発生した、認定こども園の送迎バスに子どもが置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事案を受け、別添1のとおりバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を政府として取りまとめました。

これを受け、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、保育課、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課、初等中等教育局幼児教育課、特別支援教育課、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付、及び子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付の連名により、事務連絡「バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について」が発出されております（別紙参照）。

障害児関係事業所についても、緊急対策本体に記載していることのほか、御留意いただきたい点について、下記のとおり整理しましたので、各都道府県等の障害福祉主管課におかれては、必要な対応をするとともに、管内市町村への情報共有をお願いいたします。

記

1 所在確認や安全装置の装備の義務付けについて

- （１） 緊急対策P6及びP7に記載しているとおり、点呼等による児童の所在確認及び送迎用バスへの安全装置の装備を義務付けることとしているが、障害児関係事業所も義務付けの対象となること。また、義務付けの範囲については、以下のとおり検討しているものであること。

所在確認：すべての障害児通所支援事業所、障害児入所施設

安全装置：児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む）、放課後等デイサービス

※義務化の対象となる車両については、全送迎車両のうちバスや大きめのワゴン車等を検討中（緊急対策P1参照）

- (2) 関係改政府省令等の内容については、別途お示しする予定であるが、本改正を受けて各都道府県等においては、児童福祉法第45条第1項の規定により定める条例等を施行日までに改正いただく必要があるので留意すること。
- (3) 緊急対策P6に記載しているとおり、所在確認や安全装置の義務付けについては、関係府省令等を今年12月に公布し、来年4月より施行する予定であること。また、「送迎用バスへの安全装置の装備」については、施行から1年間は、経過措置を設ける予定であること。ただし、可能な限り早期に装備するよう促すこととし、来年6月末までに安全装置を装備するよう各事業所へ働きかけていただきたい。
- (4) 経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間についても、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に子どもの所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、子どもが降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講じることとする予定であるため、留意すること。

2 安全管理マニュアルについて

緊急対策において策定された別添2の「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」について、障害児通所支援事業所においても活用されるよう、各事業所へ働きかけていただきたい。

以上

(本件担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係
tel : 03-5253-1111 (内線3037、3102)